

固定資産税に関するお知らせ

◆土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

本市にお持ちの自己の土地・家屋の価格を市内の他の土地・家屋と比較し、所有する固定資産の内容等を確認していただく制度です。

▼縦覧できる方

- ①土地価格等縦覧帳簿(所在地番、地目、地積、価格) 本市に土地を所有し、固定資産税が課税されている方
- ②家屋価格等縦覧帳簿(所在地番、種別、構造、床面積、価格) 本市に家屋を所有し、固定資産税が課税されている方

▼縦覧場所 〓 税務課

縦覧日時 〓 4月1日(金) 〓 5月2日(月) 8時30分 〓 17時15分
※(土)・(日)・祝日は除く

▼持ち物 〓 運転免許証等の身分証明書
※代理人の方は委任状、法人の方は法人印の押印が必要ですが手数料 〓 無料

◆固定資産課税台帳の閲覧

本市に土地・家屋を所有している方(納税義務者)および土地・家屋の借地人・借家人等は、自己の土地または家屋の固定資産課税台帳の閲覧を求めることができます。

▼閲覧場所 〓 税務課

住宅リフォーム助成事業の受付開始

住宅関連産業を中心とする市内産業の活性化および本市への定住促進を図るため、市民が市内の施工業者に依頼して個人住宅のリフォームを行う場合に、工事費の一部を予算の範囲内で助成します。

▼助成内容 〓 20万円以上の補助対象工事費(消費税は除く)の10%の金額(1,000円未満は切り捨て)

※助成金の上限は20万円
▼交付条件
・市内在住で、住民基本台帳に記録されている方
・世帯全員が市税を滞納していないこと
・市内に所有し、所有者自ら居住している住宅であること
※店舗等との併用住宅・マンション等の集合住宅は、個人住宅部分のみ対象
・1住宅につき1回限り
・平成28年12月末までに工事が完了すること
・市が実施する他の助成制度との併用がないこと

▼助成の対象となるリフォーム工事
市内の施工業者が行う工事で、住宅本体にかかる機能維持・向上、居住環境の向上のための修繕、模様替え、増改築等の工事

台所・浴室・トイレの改良工事、屋根のふき替え工事、外壁の張り替えや塗装工事など
◆ご注意ください
・着工後の工事は申請できません。

キャッシュカードによる口座振替受付サービスの対象税目を拡大

国民健康保険税のみで行っていた口座振替受付サービスの対象税目を拡大し、4月から市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税も手続きできるようにしました。

◆平成28年度固定資産税納税通知書の発送

平成28年度の固定資産税納税通知書は、4月15日(金)に発送を予定しています。第1期納期限は、5月2日(月)です。なお、固定資産税納税通知書は再発行できませんので大切に保管してください。

▼対象税目 〓 市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

▼利用可能な金融機関等 〓 千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、ゆうちょ銀行

▼受付場所 〓 市役所税務課

▼持ち物 〓 運転免許証等の身分証明書、キャッシュカード

※印かんは必要ありません

このサービスは、税務課の窓口でキャッシュカードを専用端末に通し、暗証番号を入力するだけで口座振替の申し込みが可能です。金融機関等のお届けも必要ありません。また、口座振替の申し込みから開始までの期間も短縮されます。ぜひ、ご利用ください。

助成金受け取りまでの流れ

- 事前相談・確認 申請方法等を確認する。
- 交付申請 「住宅リフォーム補助金交付申請書」および必要書類を添付して申請する。
- 交付決定通知 交付申請から決定までの期間は3週間程度です。
- 工事着工 工事は、必ず「住宅リフォーム補助金交付決定通知書」受理後に着工する。
- 工事完了
- 実績報告 工事完了後、「住宅リフォーム補助金実績報告書」および添付書類を提出する。
- 助成金額の確定 内容を審査後、「住宅リフォーム補助金交付確定通知書」を交付します。
- 助成金の支払い 「住宅リフォーム補助金交付請求書」の提出後、指定の口座に振り込みます。

軽自動車税の税率(年税額)が変更になります

4月1日(平成28年度課税)から税額が変わります。

◆原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪および二輪の小型自動車

区分	税率(年税額)		
	従来	平成28年度～	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
軽二輪(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円	
二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円	

◆三輪および四輪以上の軽自動車

初めて車両番号の指定を受けた年月により、税額が異なります。自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」欄を確認ください。

区分	税率(年税額)			
	平成27年3月31日までに新車の新規登録をした車両	平成27年4月1日以後に新車の新規登録をした車両※	新車の新規登録から13年を経過した車両	
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用・営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	貨物用・自家用	4,000円	5,000円	6,000円

【※グリーン化特例】

平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けた車両の中で排出ガス性能および燃費性能に優れた軽自動車に対して、その性能に応じて平成28年度課税のみ軽自動車税が軽減されます。自動車検査証(車検証)の「備考」欄を確認ください。

- ▶75%軽減=電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準10%低減)
- ▶50%軽減
 - ・乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
 - ・貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
- ▶25%軽減
 - ・乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車
 - ・貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

聞 税務課市民税班 ☎(70)0321

合併処理浄化槽の設置に補助金

くみ取り式トイレや単独浄化槽を利用している住宅では、トイレ排水以外の生活排水が未処理のまま排出されており、河川等の汚染の原因の一つになっています。市では平成28年度の合併処理浄化槽の補助金の申請を受け付けます。

※予算額に達し次第、締め切り
▶対象=市内在住者で、くみ取り便槽・単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換する方

※新築・改築に伴い新たに浄化槽を設置する場合や、既に設置済み、または工事等に着手中のものは対象外。その他の要件は要相談。なお、補助金申請後、決定通知の到着までは工事を行わないようお願いいたします。先行した場合は補助金の対象となりません。

聞・問 地域づくり課環境対策班 ☎(70)0386

市税を口座振替にしている方へ「口座振替不能通知書」廃止のお知らせ

残高不足等で市税等の口座振替ができなかった方に送付していた「口座振替不能通知書」を平成28年度から廃止します。口座振替日の前日まで、残高をご確認ください。口座振替できなかった場合に、納付書を発行しますので、ご連絡ください(納期限後20日以内には、「督促状」を送りますが、督促状でも納付できます)。

聞 税務課収税班 ☎(70)0323